



資料提供  
令和3年3月30日  
課名 消費生活課  
担当 佐伯 美香  
内線 2729  
直通電話 082-513-2732

## 住宅の床下を「無料で点検します」などと告げ 床下防腐処理等を行っている訪問販売業者の行政処分について

### 1 概要

令和3年3月30日、広島県は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）に違反する行為を行っていた事業者に対して、法第7条第1項に基づく行政処分（指示）を行いました。

※ 「指示」とは、営業を継続しながら必要な是正・改善措置をとらせる処分

### 2 対象事業者

事業者名	エースクリーン（個人事業）
所在地	広島市安佐南区祇園六丁目14-17
代表者名	伊藤 良樹（いとう よしき）
事業内容	訪問販売（排水管洗浄，床下防腐処理等）
設立年月日	平成31年4月3日

### 3 経緯

当該事業者は、主に高齢者宅を訪問し、「排水管の洗浄で近所をまわっている。」などとだけ告げて排水管洗浄を勧誘し、排水管洗浄を行った後に、「床下の排水管の様子を確認する。」「床下の無料点検をする。」などと告げて、住宅の床下を点検し、異常個所を指摘した上で、高額な床下防腐処理の契約を勧誘していた。

このため、勧誘に先立って、事業者名や勧誘目的を明らかにしていないとして、法違反の疑いのある苦情・相談が県内の消費生活窓口へ多数寄せられていた。

### 4 広島県内の苦情相談件数

(R3.3.19現在)

令和元年度	令和2年度	合計
23	46	69

### 5 法違反の内容

#### (1) 事業者の名称、勧誘目的の不明示（法第3条違反）

訪問販売の勧誘に先立って、消費者に事業者名を告げていなかった。また、勧誘する目的を明らかにしていなかった。

#### (2) 書面記載不備（法第5条違反）

訪問販売による契約締結時に、その内容を明らかにする書面に、契約担当者の氏名を記載すべきところ、名字しか記載していなかった。

また、役務の内容を詳細に記載すべきところ、「排水管洗浄」又は「床下防腐処理」としか記載していなかった。

### 6 行政処分の内容

法第7条第1項に基づき次のとおり指示を行う。

(1) 勧誘に先立って、相手方に対し、事業者の名称、役務提供契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにすること。

(2) 役務提供契約を締結したときには、法5条に規定する事項を記載した書面（その役務提供契約の内容を明らかにする書面）を役務の提供を受ける者に交付すること。

## 7 取引事例

(1) 事業者は消費者A宅を訪問し、会社名を名乗らず名刺も出さずに「排水管の掃除をしています。」「値段は 3,000 円です。隣もやってもらいました。」などと言ってAを勧誘した。

事業者は、「排水管の洗浄をしたので、床下の排水管の様子を確認したい。」「床下の管が緩んで放っておくと汚水が漏れて大変なことになる。」などとAを不安にさせる内容のことを言い、床下防腐処理の役務を勧誘した。

(2) 事業者は消費者B宅を訪問した際、業者名を名乗らず、名刺も渡さず、身分証も提示しなかった。Bは事業者から交付された施工承諾書に「エースクリーン」と印刷されているのを見て、初めて業者名が分かった。

また、事業者は、下水管を見せてくださいと言っただけで、Bに対して排水管の洗浄と床下防腐処理に来ましたというようなことは一言も言っていなかった。

(3) 事業者が消費者Cに交付した排水管洗浄及び床下防腐処理の各施工承諾書の担当者氏名欄には、いずれも契約担当者の名字しか記載していなかった。

また、施工承諾書には、「施工箇所見取り図」欄には防腐施工をした場所が大雑把に書き込まれているだけで、使用する薬剤の種類、商品名、数量、効果、噴霧方法など、具体的な説明は一切なかった。

## 参考（特商法根拠条文）

（指示）

第7条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一～五 （省略）

2 （省略）